

入札説明書

昭和浄水場更新事業基本設計業務に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年6月11日

2. 発注者

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

3. 業務の概要

(1) 業 務 名：昭和浄水場更新事業基本設計業務

(2) 業務番号 02-R8GT4-035

(3) 業務場所：大和郡山市額田部北町地内

(4) 業務内容：老朽化の進む昭和浄水場の更新を計画している。更新に係る土木工事、配管工事及び、建築、建築設備、機械設備、電気設備一式の更新工事の基本設計業務（以下「設計業務」という）一式を委託する。

(5) 業務期間：令和8年9月11日から令和10年4月28日まで

4. 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税の滞納のない者であること。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 大和郡山市建設工事等競争入札参加登録者名簿に建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）で入札公告時点において1年以上登録があり、公告日時点でその登録が有効な者

(5) 平成28年度以降公告日までに、元請として浄水場の更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）の受注実績を1件以上有すること。※簡易水道事業は含まない。

(6) 次に掲げる基準を満たす管理技術者と担当技術者を当該業務に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできない。

ア 平成28年度以降公告日までに、浄水場の更新基本設計業務（施設、設備単体の更

新を除く)への従事実績を1件以上有する者であること。

イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第10号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でされている者

(イ) 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第21号に定める総合技術監理部門で選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者

(ウ) シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格制度施行規程第8条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

(7) 次に掲げる基準を満たす照査技術者を当該業務に配置できること。

ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第10号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でされている者

(イ) 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第21号に定める総合技術監理部門で選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者

(ウ) シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格制度施行規程第8条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

(8) 配置技術者に対するその他の規定

ア 配置予定の技術者にあつては、入札参加申請日前の3ヶ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

イ 配置予定技術者は落札決定の日から14日以内に配置できること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 入札手続きにおける担当部局

奈良県広域水道企業団 大和郡山事業所 工務課浄水係

住 所： 〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町1038

T E L： 0743-56-0591

F A X： 0743-56-0502

E-mail： yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp

ホームページ： <https://www.union.nara-water.lg.jp/category/2-1-3-4-2-0-0-0-0-0.html>

6. 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、申請書（別記様式1）、(2) アからウの資料を提出すること。

ア 提出期間：令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

イ 提出場所：5. に同じ。

ウ 提出方法：

(ア) 提出数

提出数は、「(2)、ア～ウ」については各々正本1部を持参すること。

(イ) 提出様式

提出様式としては、「(2) ア～ウ」はA4版フラットファイル2穴に綴じること。

- (2) 資料は、次に従い作成すること。なおア、イについては、申請時点において業務が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 設計業務の受注実績（別記様式2-1、2-2）

平成28年度以降公告日までに、元請として浄水場の更新基本設計業務の受注実績等を別記様式2-1、2-2に記載すること。記載する実績の件数を最低1件は有することを必要とする。

なお、実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報を添付すること。

イ 配置予定の管理技術者・担当技術者の業務従事実績等（別記様式 3－1 から 4－2）

4.（6）に掲げる配置予定の管理技術者・担当技術者の、申請時における平成 28 年度以降公告日までに、元請として浄水場の更新基本設計業務の従事状況等を各々別記様式 3－1、3－2、4－1、4－2 に記載すること。

なお、実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報を添付すること。また資格を証する書面（登録証明書等）、雇用関係を確認するための書類もあわせて添付すること。

ウ 配置予定の照査技術者の資格確認（別記様式 5）

4.（7）に掲げる配置予定の照査技術者の資格等を別記様式 5 に記載すること。資格を証する書面（登録証明書等）、及び雇用関係を確認するための書類もあわせて添付すること。

（3）入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 6 月 29 日（月）までに電子メールにより通知する。

（4）申請書及び資料の作成説明会は行わない。

（5）その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認等以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 5. に同じ。

7. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、企業長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 提出期間： 令和 8 年 6 月 30 日（火）から令和 8 年 7 月 1 日（水）までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送又

はファックスによるものは受け付けない。

(2) 企業長は、説明を求められたときは令和8年7月3日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 企業長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出方法： 電子メールにより提出するものとする。原則として、持込み、郵送、電話、ファックス及び口頭等による質疑は受け付けない。

② 受領期間： 令和8年6月11日（木）から令和8年7月2日（木）の16時00分まで。

③ 提出場所： 5. に同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに企業団のホームページで公表する。

9. 入札書類の提出

(1) 入札書類の構成

入札書類は、以下のとおりとする。

ア 技術提案書（別記様式6～9）

イ 入札書（別記様式10）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該全額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（別記様式10）に記載すること。

(2) 入札書類の提出

ア 提出様式

(ア) 提出数は、「9. (1) ア」については各々正本1部、副本3部、電子媒体（CD-R）1枚を以下のとおり持参すること。

(イ) 提出様式としては、「9. (1) ア」はA4判フラットファイル2穴に綴じて、「9. (1) イ」は、封筒に入れ封緘し、封筒に入札参加者名を記載すること。

イ 提出方法

(ア) 提出期限 令和8年7月17日（金）午前10時まで

(イ) 受付場所 5. に同じ

(ウ) 注意事項

a 電子媒体 (CD-R) には「9. (1) ア」のすべてのPDFデータを様式名称等と関連付けたフォルダ構成、ファイル名により整理して格納すること。

b 電子媒体 (CD-R) へ格納するデータの条件は次のとおりとする。

(a) CD-R: windows フォーマット

(b) OS: Microsoft windows11 以降のバージョン

c 提出書類に、企業名やロゴマークは使用しないこと。

d 落札者以外が提出した書類及び電子媒体は、返却するものとする。

(3) 予定価格

予定価格 (税込価格) を以下のとおり設定する。

予定価格: **94,597,800 円**

入札価格が、上記の予定価格に 100 分の 110 で除した額を超過している場合は、失格となる。

(4) 最低制限価格

最低制限価格 (税込価格) を以下のとおり設定する。

最低制限価格: 75,944,000 円

入札価格が、上記の最低制限価格に 100 分の 110 で除した額未満である場合は、失格となる。

(5) ヒアリングの実施 本入札において、ヒアリングは実施しない。

(6) 入札書の開札等

ア 日 時 : 令和8年9月7日 (月)

イ 場 所 : 5. に同じ

ウ その他

(ア) 入札参加者等の立合いは行わない。

(イ) 落札結果は、審査後に通知する。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書類の提出後において入札を辞退することはできないものとする。
なお、辞退の場合は可能な限り早い段階にて「入札辞退届」(別記様式 11) を「担当窓口」へ持参すること。

(8) 入札の無効及び失格

以下のいずれかに該当する場合は無効及び失格とする。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ 企業団が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札

エ 同一人がした 2 つ以上の入札

- オ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札
- カ 明らかに談合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）
- キ 募集要項等の一部についてのみ入札した入札
- ク 入札書類が不足しているもの
- ケ 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- コ 一定の金額で価格を表示していないもの
- サ 入札について不正な行為があったとき
- シ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ス 期限までに入札書類が到達しなかった場合
- セ 奈良県広域水道企業団契約規程（奈良県広域水道企業団管理規定第36号）に違反した者の入札
- タ 前各号に掲げる者のほか、本入札に関する条件に違反したとき。

（9）応募にあたっての留意事項

- ア 応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ウ 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、企業団は当該応募者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。
- エ 後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる場合がある。
- オ 企業団が必要と認めた場合は、入札の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、応募者に発生した費用は応募者の負担とする。

（10）入札書類の修正等

入札書類の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、企業団は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

- ア 入札参加者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、企業団が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、企業団が保有する資料により確認できる場合は、企業団が保有する資料により評価する場合がある。
- イ 入札参加者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、企業団において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に入札参加者を特定できる表現がある場合は、企業団において、抹消したあとに評価する。

- ウ 入札参加者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、技術提案の内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

(11) 著作権

企業団は、著作権が入札参加者に帰属する入札書類について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。

10. 入札書類の審査

(1) 選定委員会の設置

企業団は、民間事業者の選定にあたり、選定委員会を設置し、選定委員会の審査結果に基づいて落札者を決定する。

(2) 審査方法

ア 落札者の選定

選定委員会は、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、各評価項目及び入札価格に応じた評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札者として選定することで行う。

イ 落札者の決定

企業団は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(3) 審査事項

落札者決定基準に示す。

ア 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して「昭和浄水場更新事業基本設計業務事業者選定結果」として、令和8年9月10日（木）までに電子メールにより通知する。

イ 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「昭和浄水場更新事業基本設計業務事業者選定結果」として、企業団のホームページにて公表する。

11. 落札者決定後の手続

ア 契約詳細の協議

企業団と落札者は、委託契約の締結のために契約の詳細について協議を実施するものとする。ただし、契約の詳細協議は、詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものである。

イ 委託契約の締結

企業団は、落札者と昭和浄水場更新事業基本設計業務にかかる委託契約を締結する。なお、委託契約の締結をもって、落札者を「受託者」とする。

ウ 落札者が委託契約を締結しない場合

落札者が委託契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から「落札者決定基準」における順位の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

1 2. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

ただし、以下の奈良県広域水道企業団契約規程第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合はこれに免除する

契約保証金の納入は、別途企業団が指定する方法で納付し、契約締結時にその領収書を担当窓口へ提示すること。また、契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合は、保証を証する書面を担当窓口まで提出すること。

1 3. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の管理技術者が、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合、4（6）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 4. 契約書作成の要否 : 要

1 5. 非落札理由の説明

(1) 受付の期日等

最終審査対象者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日

の翌日から起算して 10 日以内（期間中における企業団の休日を除く。）に担当窓口へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

（2）請求方法

ア 説明請求書は、持参又は郵送のみ受け付けるものとする。

イ 郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。

ウ 持参の場合は、午前 10 時から午後 4 時までの受付とする。

エ 宅配便、メール、ファックスによるものは受け付けない。

（3）説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中における企業団の休日を除く。）に書面により行う。

16. その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

（3）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（4）落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が 2 人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。なお、この場合において、技術点も同じ者があるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から連絡する

（5）本業務において、前払は行わない。

（6）本業務において、各年度における出来高払は行わない。

昭和浄水場更新事業基本設計業務 入札日程

